

— 自転車通学規定 —

- 1 自転車通学を希望する場合には、自転車損害賠償保険に加入の上、自転車通学届を生徒部に提出する。
- 2 使用する自転車に学校指定の登録番号入りステッカーを必ず貼付する。ステッカーを紛失したり、新しく自転車をかえたりした時などは、生徒部に再発行を申し出る。
- 3 校内の指定された自転車置き場に駐輪する。
- 4 使用する自転車には、鍵を取り付け、常に整備しておく。
- 5 乗車時は必ずヘルメットを着用する。
- 6 安全に乗るために、以下の注意事項を守る。
 - (1) 交通法規・交通道徳を遵守し、交通事故を起こさぬよう十分に注意する。
例: 二人乗り・無灯火・信号無視・並列走行・スマートフォン操作やイヤホンを着けたままのながら走行などをしない。
 - (2) 登下校の際には、時間に余裕を持ち、スピードを出しすぎないように注意する。
 - (3) 雨天時はカッパ等を着用し、より安全に留意して乗る。傘をさして乗車してはいけない。

— 万が一、交通事故に遭ってしまったら —

万が一、通学時に交通事故に遭った場合には、慌てず落ち着いて以下の順で対応する。

- 1 人命救助を最優先し、まず負傷者の安全を確認する。
- 2 すぐに110番通報する。負傷者がいる場合には、その場で適切な処置を行い、119番通報もする。
- 3 相手の氏名・連絡先等を必ず聞く。
- 4 学校・保護者に連絡をする。